

令和3年度 第4回滋賀県障害者施策推進協議会
議事概要

- 1 開催日時 令和4年(2022年)3月23日(水曜日)
14時30分から16時30分まで
- 2 開催場所 滋賀県庁本館2階 滋賀県議会第3委員会室
- 3 出席委員
現地出席 石野委員、大橋委員、大平委員、岡本委員、斉藤委員、崎山委員、
竹内委員、田中委員、谷口委員、田村委員、藤崎委員、山根委員
吉田委員
オンライン 初古委員、野崎委員、馬場委員、山下委員
(五十音順、敬称略)
- 4 内 容
(1)開会
(2)議題1 滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の検討について
議題2 その他(令和4年度障害福祉課当初予算について)
(3)閉会

5 議事概要

議題1 滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の検討について

(委員)

それでは次第に従い、議題を進めていきたいと思えます。

まず、議題の一つ目としまして、滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の検討ということで、今、説明いただきました資料1に従いまして、進行していきたいと思えます。

まず、前回までの会議について、簡単に振り返りをしておきたいと思えます。

1回目は前年度の小委員会のまとめを受けて、委員の意見を伺った会議でした。情報コミュニケーションについての包括的な条例を作ったらどうかとか、総論と各論で作ってはどうか、そして各論のところでそれぞれの障害別で情報コミュニケーションについて表現したらどうか、或いは、障害の特性に配慮して情報コミュニケーションに関する条例を作ってはどうか等、色々な意見が出されました。一体型なのか、別立型なのか、障害別なのか、御意見をいただいて、事務局で意見を整理して、次に議論するというところで終わりました。

2回目は、1回目のまとめを少し説明いただいたということで、メインとしては新プランの総括だったと思えます。

3回目は、1月24日にありまして、実際にどうしていくかの視点として、障害別という話がございましたので、障害別のコミュニケーションツール、或いは、意思疎通手段、或いは、ツールについて事務局でまとめていただいて、それを説明いただきました。ま

た、それぞれの当事者からも説明いただきました。さらに、各県でどういう対応をしたかということで、青森県については委員から説明いただき、各県で条例に関わってどういう対応や進め方をしたのかということについて事務局から説明いただいて、少し意見交換をしました。そこで何か一つにまとめるというわけではなかったわけですが、一つは、手話言語ということの位置付けについて、これまで情報コミュニケーションという形だけでしたが、ここで出ていなかったことへの抑えみないたものも委員の中で少し理解ができたところがあったかと思います。

先程の部長の挨拶にあったように、条例をどういう形にするかについて御議論いただいていたところですが、それで何か決まるということではございませんでして、中身に入って、どういう形でまとめるかについて委員から意見を出していただかないと前に進みませんので、今回そういうことをしましょうということです。詳細は、事務局でまとめた議事録がホームページに出ていますので、それを見ていただければと思います。

前回までの振り返りについて、大雑把にまとめたわけですが、少し抜けていることがあれば補足いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(補足意見なし)

(委員)

それでは、これまでの経過を受けて、実際に今回、皆様から御意見をいただくということで、事前に意見を表明いただいて、事務局で資料2として取りまとめていただきましたので、資料2を御覧いただきながら、各委員3分以内を目途に、もっとお話をしたいという方もたくさんいらっしゃると思いますが、目安として3分以内で御説明をお願いします。

では、誠に勝手ですが、私の方で順番を指名したいと思います。

申し訳ないですが、委員からUの字の順で、説明をお願いしたいと思います。

(委員)

私は以前から申しておりますように、一本化にしてはどうかと思います。

と言いますのも、やはり手話の勉強もよくさせていただきました。その他の障害をお持ちの方の色んな意見も聞かせていただきました。その際、私たちは、点字というものに重きを置いて話をさせていただきましたが、全ての障害者が一つになって、障害者にとって情報がどれだけ大事なのか、情報もたらす意味をもっともっと県民の方々に知らせていこうということが大事なかなと思います。

それによってコミュニケーションをとりながら、一人の人間として生活していける強いものが持つていけるということが大事なかなと思います。

そこで、やはり全障害者が一つになりながら、県民に訴えていこうということで一本化で進んでいければと思います。

(委員)

そうしましたら次、委員をお願いします。

(委員)

私の方からは、前回、前々回と発言をさせていただいたことをもう少し整理させて

いただいて意見とさせていただきます。

資料にも書いておりますけれども、私なりに本議論の論点は、以下の2点と考えます。

一点目は、障害が制約とならず情報がしっかりと伝わること、そのために障害特性に応じたコミュニケーション手段が保障されることの重要性です。

二点目には、手話を母語とする聴覚障害のある人にとって、手話はコミュニケーション手段としてだけでなく、言語としての文化性を持つものであるため、存在そのものを守っていくことが重要であるという点です。

これらについて条例を作るということですが、その意味としては、県の施策をこの条例を根拠として、しっかりと進めていただくということが一つと、もう一つは、これらに関する課題とそれへの対応が必要だということを経済にアピールするという意味がある。そのために条例を作る必要があると考えます。

その対応として、私の意見としては、一体化した条例で対応するといいいのではないかと考えています。

これらの二つの論点というのが情報保障とそれに関わる重要な課題という意味で、一体的に条例を作成して、条例の趣旨として、障害の有無や種別に関わらない情報保障の必要性と手話の言語性とその保護の重要性ということを明確にする。さらに、一体的に行うこととして、コミュニケーション手段を含めた情報保障に関する基礎的な環境整備と合理的配慮の提供、手話の保護のための行政、或いは県民の責務を明確にすることが、今後話し合うことになると思いますけれども、条例の中身として、一体的に作っていいのではないかと思います。

ただ、そのアピールという面でいくと、元々の議題になっておりますけれども、「手話言語」という言葉を必ず条例の名称の中に入れる必要があるのではないかと考えます。

加えて、手話の言語性とその保護の重要性についてさらに強調する必要性があるということであれば、聴覚障害という特性により生まれた手話言語という文化が否定されるということを差別ととらえ「障害者差別のない共生社会づくり条例」の見直しの中で、そういったことを禁止する文言を入れていくということも一つではないか。

さらに、文化という意味合いで行くと、滋賀県には「滋賀県文化振興条例」というものもあります。その中に、障害者のある人に関わる条文もありますので、そこに加え、手話言語の文化性とその保護の重要性を加えていくことによって、それらが強調されます。

そういうことによって、障害福祉に止まらない取組というものにもつなげていけるのではないかと、というふうにも考えています。

そうしたところから、条例としては一本化したうえで、さらに加えて、共生社会づくり条例や文化振興条例の見直しというところで、総合的に対応することが可能ではないかというふうに考えます。

(委員)

はい。委員お願いします。

(委員)

私のところも一体化した条例ということで、案を出させていただいております。

理事等と話しましたが、絶対にこれというわけではなく、どちらになっても決ま

った先、どう進めていくかの話の方が大事なのかなあというところで、まず、どちらにするのかを決めないで先に進めませんので、やはり共生社会づくり条例であったり、SDGsということ踏まえると、みんなで協力しあって、誰一人取り残さないというところまでいくと、一体化なのかなあという話になっています。

ただし、これまで手話言語について差別されてきたという歴史であったり、文化であったりというお話はたくさん聞かせていただきました。その中で、手話言語が埋もれるということはあってはならないですし、長い歴史の中で、口話法を推してきた滋賀県が手話言語を改めて認めるということであれば、そこはやはり大々的に県民へ広くアピールしていくべきだと思います。

そのためにも一体化にして、全ての人の目に触れる形で周知していくことで、様々な障害者団体、みんなで力をあわせて、一つの大きな力として、全ての人に周知していただくことを目指すという意味でも、一体化した条例を薦めさせていただこうかなと思います。よろしくお願いします。

(委員)

はい。次、お願いします。

(委員)

私はここに資料で出ささせていただきましたが、条例の形については一体化した条例が必要であると考えて、その理由を書きました。

ただ、私も含め、県社協として考えていること、ここに意見を持っていることが、どこまで当事者の方、それからそこに関わっている方の本当のお気持ちや実感してらっしゃること、生活を含めての様々な障壁をどこまで理解できているかという、まだまだ表面的なことに止まっているかもしれないし、そうであろうというふうに思います。そこをお許しいただいて、理由を述べたいと思います。

本来、情報コミュニケーションの保障ということで作っていく条例というのは、やはり滋賀県が制定した「障害者差別のない共生社会づくり条例」の中で、その前文、そして基本理念のところ盛り込まれている、その条例が拠り所としている福祉の本質を表す普遍化の一つであると思います。

それは何かというと、障害のある人の固有の尊厳を尊重するということと、もう一つ、障害の社会モデルに基づいて、社会の側が橋を架けていくといいますか、障壁を取り除いていくということですし、社会的な障壁を取り除くということは、行政が条例を作ったから取り除けたということではなくて、そのことについて、仕事を通じて、また日々の生活を通じて、色々な立場で生活している県民が、世代を超えて取り組んでいくというか、仕事の中、日々の生活の中で考えて行動していくということが大事であろうというふうに考えています。

そのことから、本当に人が自分の気持ち、感情、それから考えを表す意思を形成していく。そのために情報を収集する。考えを聞く。何かを発する。全てのことについて言語が不可欠です。この言語というのは、手話はもちろん大切だということを協議会を通じて私もお聞きしましたがけれども、それぞれの方が用いられる様々な言語というのが、私たちの社会の言語として認識され、大切にされていく。そして伝えあうための手立てが取られていくということが、社会的な障壁を取り除くという具体策だろうというふうに思います。

そのために条例を整備する第一歩としては、県民全体、県全体で取り組んでいく一体化の条例が必要であろうというふうに考えました。

ただ、そのことが手話を初め、固有の言語ごとの方策の必要性を否定するものではありませんので、全体に大きな条例があり、そして固有の必要性に基づく条例が作られていくという方向性が大事なのではないかというふうに考えました。

(委員)

ありがとうございます。そうしましたら、次ですが、委員はまだ回線がつながっていないようなので、委員でよろしいでしょうか。

(委員)

私は、社会福祉法人聴覚障害者福祉協会の理事長としてここに来ております。滋賀県ろうあ協会の立場ではありません。まずそのことを申し上げたいと思います。

私は、5、6年前、社会福祉審議会の条例検討専門分科会の委員でした。

そのときから一貫して今日まで言い続けてきました。それは何かと申しますと、ろうあ協会のメンバーだけではなくて、他に手話を使う方たち全てを含めて、手話言語条例を作してほしいというのが私たちの悲願でした。署名も集めまして、14,275筆が署名活動で集まりました。それは6年間かけて活動してきたわけです。この6年間、短いようで長い年月でした。

この資料には載ってありませんが、滋賀県ろうあ協会は、先日、大津駅前朝早くからビラを3日間県民の皆さんに配布しました。中日新聞にも載せていただきました。昨日、ろうあ協会を代表して、知事にも要望書を出したということを聞いています。その要望書は、内容が3つあります。

まず一点目は、情報コミュニケーション条例は必要であるということ。

二つ目は、手話言語条例も必要であるということ。

そして三つ目には、県知事に手紙が届いているということなんです。本当はその手紙を今日の資料に載せておいてほしいとお願いをしておいたのですが、その手紙のことは今日の資料には全く載ってありませんので、そのことについては残念に思っております。

私の聞いている範囲では、5人の方が知事に手紙を出したというふうに聞いています。その中の二人は、私も全然知らない、会ったこともない方です。一人は、福祉事務所の職員の方からの意見。もう一人は、聴覚障害の子どもを持つ母親からの意見。そして一人は、県外の聞こえない方。残りのお二人はFAXで届いたらしいです。その5人が知事に手紙を出して、メッセージが届きました。内容は、これまでインターネット、或いは、県のホームページを見て、意見をまとめて知事に出したということです。本当は今日、その中身を皆さんにお配りできればよかったのですが残念です。

基本的には、情報コミュニケーション条例というのは絶対に必要だと思っています。コミュニケーション手段の中に、もちろん手話も含まれますし、点字も含まれます。色々な手段が含まれますが、そういったことを全て含めて、情報コミュニケーション条例を進めるべきだと思います。県民への理解はまだまだ十分ではありませんので、進めることが必要だと思います。

二つ目は、先ほどもお話がありましたように、「手話言語」というものがあること、手話の言語性というものをきちんと条例の中に入れてもらいたい。そういう意味では、手

話言語条例というものが必要だというふうに思っています。

私の話を皆さんに聞いていただいて、本当にうれしく思っています。

(委員)

ありがとうございます。では、次、委員、お願いします。

(委員)

一体化の条例が必要だと思います。私たち、知的障害のある人たちにも、わかりやすい条例になるようにお願いします。様々な障害があり、支援も色々あって、それぞれのコミュニケーション方法もたくさんあります。みんなが認めあうことのできる条例になるようにお願いします。

私が仕事を一緒にしているお友達、男の子なんですけれども、ちょっと言葉が上手に話せない人なんですけれども、でもそれでもみんなと一緒に仕事をしているので、こういう条例があるとすごく喜ぶのではないかと思います。

よろしくお願いします。

(委員)

では、次、お願いします。

(委員)

個人的には、手話が言語として認知されていくこれまでの歴史であるとか、色々なこれまでの取組については敬意を表したい、そこは尊重したいと思っていますけれども、今回、私は市町の行政職員の立場から、条例の形式的な部分について意見を述べさせていただきます。

そんな中で、一体化した条例が必要ではないかというふうに考えております。

その理由ですが、条例というのは行政の中でも議決事項になってきます。ですから、非常に重たいものというふうに認識をしております。条例本体を法文ごとに細分化をしていく、或いは、具体的な内容に踏み込んで記述していくということは、非常に小回りが利かない。後々、見直しが必要になるときでも、なかなかそれがやりづらい部分もありますので、やはり情報コミュニケーション条例、総論としての条例を制定したうえで、その目的を達成するための個々の取組については規則等で定めて、小回りが利くようにした方がよいのではないかというふうに考えています。

あともう一つ、「手話言語条例」と「情報コミュニケーション条例」の二括りになっていきますけれども、別々に定めると、「聴覚障害」と「聴覚障害以外の障害」といったアンバランスな二極化をするのではないかということ非常に懸念しております。そういう意味でもちょっと違和感があるなというふうに思っております。

また、個別の障害ごとにそれぞれ条例を定めることも、先ほど申し上げましたように、条例を細分化してしまいますので、あまり望ましくないと思います。

ちょっとここからは私の個人的な意見になりますが、手話というのはやはり独自の語彙、文法を持つ言語になるというのは確かです。そのことにスポットをあてて、手話を言語として尊重して普及啓発を進めるということであれば、例えば、宣言、滋賀県の独自の意見、県民の立場を明らかにするための宣言みたいな形で位置付けるのはありかなと思います。

(委員)

はい。では、次、お願いします。

(委員)

今回、この問題につきまして、当協会の中でも話をさせていただきました。

障害者、本当に様々な障害があって、一口でこれだということが言えるものではないので、やはり最初に作る条例というのは、障害者すべてに光が当たるといいですか、情報のコミュニケーションについて保障されるように、これは県民に対してアピールしていくものだと思いますので、是非、やはり最初は一体化した条例にするのがよいのではないかとこのように思っております。一体化した条例を作ることによって、障害者にその情報コミュニケーションを保障するというのを、広く、強くアピールすることではないかと思っておりますので、取っ掛かりは一体化の方がよいのではないかと思います。

(委員)

はい。ありがとうございました。次、お願いします。

(委員)

私たちの会でも、小委員会に参加していた者から、引き続き一体化したものがいいのではないかとこのように引継ぎをしています。

障害の特性に応じた情報コミュニケーションの取り方を認めあって、尊重していくことが大切ではないかと思っております。障害者の情報取得手段は多様化しています。障害の有無によって、分け隔てることのない条例にしていくべきではないかと考えています。

手話が言語であることの認識を丁寧に伝えていき、まとまりのある情報コミュニケーション条例にしていくのが、わかりやすいのではないかと考えます。

(委員)

はい。ありがとうございました。では、次、お願いします。

(委員)

私の方は、手話言語、或いは情報コミュニケーション、一緒になるかどうかは別として、こういう条例ができることは非常に喜ばしいことだなあと前提として思っております。

ただ、条例ができたからといって、情報コミュニケーション、或いは手話言語を取り巻く県民の状況や行政の姿勢がガラッと変わるものではないというふうに思っております。

それは、あくまでも当事者が、いつまで経っても運動を続けていくことでしか状況は変わっていかないということだと思っております。

と言いますのは、「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」ができた後、障害のある方に対する差別が劇的に減ったかということとそんなことはなく、むしろ、私たちが身近に感じているのは、地域に障害のある方のグループホームを作るときに、条例ができる以前と同じように地域の反対運動が起こって、いくつかのグループホームが作られずに断念しているというケースはたくさんあります。多分、県の障害福祉課も聞いておら

れるでしょうし、各市町村の担当課でも、その条例を持ってきて、「それはダメなんだよ。」ということ各地区的行政の方が積極的にやられたところもあるかも知れませんが、それほど聞いておりません。泣き寝入りをして、障害者理解が進んでいないんだなあということで終わっているケースが多いです。

ですから、いずれにせよ条例ができるまでもそうですし、条例ができた後もそれを一番望んでいる当事者・関係者の方がしっかりと運動をしていく。そして、運動を続けていく励みになるような条例でないと、いくら色々作ったところであまり状況は変わらない。障害のある方に対する差別に関しては、当事者とその関係者がその差別に対して闘っていくしか解消はしないというふうに思っています。そこが原動力です。

その後、一般的な理解が進むとか、行政の仕組みが多少よくなって解消していくということは当然あるし、そのために条例を作っているわけですが、やはり原動力を持ち続けるかどうかだと思います。

今日のこのテーマとか議題とは若干違う話になってしまうのですが、優生保護法について大阪高裁で大きな勝訴となったのですが、国はまた上告するわけですね。行政ですら、そういうわけですから、当事者が「そういうことはダメだ。」と言わない限り、行政もなかなかこっちを向かないというのは昔からのことですので、そういった意味では、これまでの経過を見てみると、そういうことを一番望んでいて、長く運動をされてきた方々が、条例ができてこれからも頑張っていけるような、そしてそのことをもっとこれからの運動の糧とできるなあと思う条例になることが望ましいのかなと思います。

「障害者差別のない共生社会づくり条例」ができるときも、色んな論議がありました。私自身も非常によい条例になったと思いますし、その後、滋賀県の行政の皆さんも、色んな講演会を開いたり、すごくアピールしていただいて、それもよかったと思っています。

この条例ができるときも、非常に幅広い方を対象とした条例にしてはどうかという論議がかなりありました。あったんですけども、最終的には「障害者差別のない」という名前になりました。全ての人のための条例になると、結局は誰のための条例にもならないというようなことは過去の経過を見てもありますので、私としては、条例が個別に必要なのかなと思います。

行政的には非常に面倒くさいことを言うなと思われると思いますが、当事者、或いは運動の側から見ると、個別の条例が必要なんだろうと。運動の側が、ろうあ協会の方だけではなくて、他の色んな個別の障害を持つ運動の側が、この条例ができたことでよかったなと思えるような条例が必要なんだろうと思います。

(委員)

ありがとうございました。それでは、次、よろしくをお願いします。

(委員)

なかなか立场上、発言しにくいかなというところがありましたので、ちょっと感じたこと、民間の企業で働く者として話をさせていただきます。

弊社のグループ会社では、ホテルやホームセンターもごさいます。視覚障害の方、聴覚障害の方、重度の知的障害の方、どなたもお客様として、その方に適した対応をさせていただいております。分け隔てなく対応をさせていただいております。

ただ、なかなか従業員で手話ができる方がいないので、聴覚障害の方は筆談という形

を採らせていただいておりますが、従業員が採れる最良の方法を、皆さん、毎日実施していただいております。それは障害のないお客様に対しても同じで接していただいております。

私はこの会議に出させていただきますが、身の回りに障害を持った方や、福祉関係の方がおられない方には、未だに「障害者差別のない共生社会づくり条例」を知らない方がたくさんおられます。それで色んな別立型の条例を作ったとしても、結局、県民の皆さまに届かないということが起こり得る。多分、そのまま知らないままで終わってしまうのかなと思っています。なので、分け隔てなく一本化で、皆さんのところへ届く努力をしていただければと思います。

(委員)

では、次、お願いします。

(委員)

私は、この協議会で、前回ですけれども、色々な情報伝達の方法であったりとか、また歴史であったりとか、また課題であったりとか、ということを勉強させていただきました。本当に、各障害のある方々の日々の御苦労とか、そういうものを感じることができました。その中で、この協議会で協議してきた、どの障害のある方も理解できて、これから進めていくことができるような条例ということであれば、やはり一本化でいただきたいなと思います。

前回、勉強させていただいた中で、手話ができる方は、聴覚障害のある方の中では、全員がというところではない。ある程度、教育の問題も関わってはくるんでしょうけれども、やはりまだ手話を理解できない聴覚障害の方がいらっしゃる。そうなったら、手話言語条例を個別で成立させてしまったら、手話のわからない聴覚障害の方も置いてけぼりになるんじゃないか。それを考えると、やはり総論的には一本化。そして施行してから、一定期間を置いて、もし足りない部分があったり、これはやはり検討していかないといけないのではないかというようなことについては、改めての委員会なり分科会なりを立ち上げていただいて、検討するというところで、今回は一本化で総論という形。また、手話言語というところでは、先ほど会長が言っていましたように、各論にはなってしまいますけれども、改めて検討していくというような形が一番いいのかなと思います。

これで終わり、一本化の条例ができたならそれで終わりということではないと思っています。先ほど話があった、運動がこれからも力を持っていけるようにという部分では、この条例が一つの糧であってほしいと私も思いますし、まずは施行してからというふうにも思っています。

(委員)

ZOOMの委員はどなたから。委員、お願いします。

(委員)

思うのですが、手話言語、聴覚障害の方の条例を別立てでというのは、それだけ聴覚障害の方の先駆的な取組が成しえた成果じゃないかなと。近江八幡市では、手話言語条例があるんですが、これから障害者の取組を一般的に広めていくときに、バラバラになっているよりも、この内容で障害者の理解を深めよう。手話、点字という形で、聞こえな

い、見えないという機能的な問題もあるのですが、聞こえてはいる。見えてはいる。けれども、独特の認知の歪みによって、コミュニケーションの方向が曲がって行ってしまいます。理解しきれていないという問題もあり、そういう意味では、一つの土俵の上で一本化して、障害種別により細かく説明していった方がわかりやすいのではないかと思います。

(委員)

はい。ありがとうございます。

委員のお声が聴こえないようなので、委員、委員の順でお願いします。

(委員)

まず条例の形については、一体化した条例を選択させていただいております。

その理由については、こちらの資料にも書かせていただいておりますけれども、障害者権利条約に書かれている記載の中から見ると、今、話して下さっている手話の言語性という部分も、(a)～(e)の中の(e)にあえて「手話の使用を認め、及び促進すること。」として、情報保障と並列して書かれているところの意図も含めると、全体的にこれを一本化した中で、まず色々な物事を育てていくためには、条例という形で県民の土壌を作ることが条例の趣旨という部分ではあるのかなと思います。

まずしっかり地を耕して、それからそれぞれ個別の、手話言語という部分もそうですし、またそれ以外のところでも、障害特性にあった中で、まだまだそのコミュニケーションであるとか、情報ツールであるとか、そういう部分の開発とかもしていくことが必要になってくるでしょうし、そういう部分で、まず一体的に、県民に働きかける、県民の意識に働きかけるために条例を作るという趣旨であるならば、まず一体的に進めてはどうかなと感じました。

当然、私たちも、色々な障害のある方々と、また地域の方々の間に立って、色々なことをお伝えしたり、お願いしたり、理解を求めたりするわけですがけれども、そういうときにしっかり使えるツールがある。これを根拠に条例を使いながら理解を求めていくことになるのかなと思いますので、広く使える形でできあがるほうが望ましいと思いました。

(委員)

ありがとうございました。委員、お願いします。

(委員)

はい。私はこの問題は難しいと思いました。

難しいと思いましたが、一体化にする方が解決するんじゃないかなと思って、この意見にしました。

(委員)

はい。ありがとうございました。委員、お願いします。

(委員)

情報コミュニケーションの条例が学校現場でどうなるかという思いで、意見を述べさせていただきました。

学校には様々な困難を抱える子どもたちがいますので、それぞれのケースに応じたところを進めていこうと思うと、一体化で大枠をやはり示していただくほうがいいように思います。

また、条例等を受けて、共生を深めていくために色々な学習を進めていますので、それぞれの立場で困難を抱えられたり、努力をされているということを学んでいくためにも、一体化の条例のもとで学校では進めていけたらなというふうに感じております。

ただ、手話は他のコミュニケーションツールとは違って、言語文化を形成しているので、そのところは正しく子どもたちにも伝えていきたいと思っておりますので、何らかの方法で明文化されるといいかなと感じております。

(委員)

ありがとうございました。皆様から御発言いただいて、大変ありがとうございました。

次に本日、御都合により欠席された委員からは事前に御意見をいただいておりますので、事務局のほうから欠席委員の御意見を紹介いたします。

(事務局)

本日欠席の委員と委員からいただいた意見を紹介します。

資料2の1ページ目、真ん中から下のあたりに委員の意見を掲載しています。

委員からは、条例の形について、一体化した条例が必要という御意見をいただいておりますが、3月16日に委員と面談されたとのことで、意見照会後切後に意見の変更について御連絡いただいておりますので、口頭で御紹介します。

委員は、「手話言語を意思疎通手段の一つとして捉える重要性と共に、これまで手話言語の普及状況や教育環境の特殊性に基づいた条例を考えてゆくことについて注目する必要があると感じております。」と述べられ、情報コミュニケーション条例とは別に、手話言語の独自性に焦点を当てた手話言語条例の作成を目指すのはどうか。つまり、条例の形については別立型で御意見をいただいております。

ただし、続けて、『両条例の策定期間を必ずしも同時にする必要はなく、「一体化した条例」を施行した上で補足する条例が必要な場合に「手話言語条例」を別に作成することも良いかと思えます。』とも述べられ、委員は別立型の立場ではございますが、情報コミュニケーション条例施行後の検討において、手話言語条例が必要か否かを検討する方法もあるという御意見をいただいております。

また、委員からは、議論に加わっていないので意見は参考程度にしてほしい旨も御連絡いただいておりますので、この点、付言させていただきます。

次に、資料2の2ページ目、真ん中あたりに委員の意見を掲載しています。

委員は、条例の形について、一体化した条例が必要という御意見です。

その理由として、「手話も情報を伝える、コミュニケーションをとる手段の一つ。」と述べられ、委員は甲賀市で歯科医院を営まれています。令和3年10月に施行された甲賀市の一体型の条例を参考にされたとのことで、「手話が言語であることを正しく知り、理解し促進する、且つ、それぞれの障害に合わせたコミュニケーション手段をとる条例を検討されてはどうか。」という御意見をいただいております。

なお、委員からは意見をいただくことはできませんでした。

事務局からの説明は以上です。

(委員)

はい。ありがとうございます。

続けて、事務局からこのことに関連して連絡事項があるとのことで、続けて事務局から御説明をお願いできますでしょうか。

(事務局)

連絡事項として、昨日いただきました要望書について御説明をさせていただこうと思っておりましたが、委員から詳しく御説明をいただいておりますので、説明は省略させていただきますと思います。

(委員)

はい。わかりました。では、御意見も出尽くしたところで、協議会も着地点を見定めていきたいと思いますが、意見はおおむねという言い方がいいかはわかりませんが、各委員の発言の中では、一体型だけでいいという方もいらっしゃるれば、補完型というか、補足型というか、或いは、一体型の条例施行後の検討の中での手話言語条例の必要性の検討という御意見もありました。意見としては、一体型なんだけれど一体型だけでいいというふうな御意見はむしろ少なかったのではないかというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

今のところ、全会一致ではありませんでして、一体型が15名、別立型が3名です。

もしここで「私、意見を変えます。」というのがあれば出していただいて、もし意見変更がなければ、票数としては、一体型が15名、別立型が3名にはなります。

ただ、「だから一体型がよくて別立型を否定する。」ということではなくて、今ほど申しましたように、手話言語への配慮、ないしは県民へのアピール、或いは、これまでの歴史を含めた確認というか、そういうものもやはり必要だという声もございましたので、単なる一体型ではなくて、その一体型を作ったところで、手話言語について補完すべきところはどのような補完をしていくのか、条例で補完するのか、違う宣言なのか、一体型の条例に止まらない何らかの補完をすることが必要であれば検討するという御意見が多かったように思います。

このあたりで、どのように取りまとめていくかを考えていく必要があるんですが、皆さまもそうですが、先ほど、委員が、一体型の条例策定を進めるべきだけれども、手話言語条例のところを各論でというふうなところも含めて、策定をすべきかどうかを検討する場を設けてみるという了解をもとに進めてみるという趣旨の発言がありました。

委員からも、今ほど読み上げていただきましたように、同趣旨の御意見がありましたので、そのあたりで一致点を探れないものか、ということが私からの提案になります。

一体型を進める。ただし、一体型を進めるけれども、その一体型の具体化の中で、手話言語条例に関わって、その明記が必要な部分があるのであれば、明記の仕方を別立型の条例なのか、或いは、違う形での付記なのか、そのあたりも検討したうえで提起をするというようなことにしてはどうかと思いますけれども、皆さん方の御意見も出していただきながら着地点を固めてまいりたいと思います。どうでしょうか。

例えば、来年度、一体型の条例案を進めてもらって、一体型の条例が施行されたところで、どれくらいの時間かというのはまた議論になるかと思いますが、一定期間の経過の後で、条例に基づいた成果と課題を見極めて補完をする、或いは補強する、或いは不足する部分を補うということも含めて、手話言語条例を別で作ることが必要か否かも含めて、

何が必要なのかの検討を行うという形で進めてはどうかと思います。

そのあたり、皆さんも色々御意見があるかと思いますが、ちょっと違うとか、ここでずれると後で困りますので、今、少しお示ししたところで、補強するというところでも構いませんので、少しご意見いただこうかと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

今、会長がおっしゃったように、やはり一体型の条例をスタートさせていただきながら、その後に、どっちみちと言ったら怒られますけれども、この条例が本当に上手に進んでいるのだろうか、我々が思っているように、県民の理解を得て、そしてまた行政の対応もうまくいっているなというふうに思えたらいいと思いますし、あの時に議論した内容はやはりここが不足しているぞとか、そういうことを後から議論を深めていって、今までやってきた議論が生きていくような形での今後の進行につながっていけばと思います。

(委員)

あと、どうでしょうか。委員どうでしょうか。

(委員)

今の話し合いの内容ですけれども、滋賀県ろうあ協会等で相談をいたしました。

協会の意見ですが、県民にアピールをするという意味で、情報コミュニケーション条例をまず制定してもらおう。いくらかの間をおいて、手話言語条例を作るという方向で考えがまとまっております。

他の県の例を説明しますと、例えば、青森県の場合ですが、先ほど、委員から説明がありましたように、また、委員からのお話にもありましたように、青森県の場合は、まず「障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例」ができました。令和2年1月10日にパブリックコメントが行われて、翌月2月に議会へ上程をして、令和2年3月27日に施行されています。

その次に、同じ年の令和2年5月11日まで「青森県手話言語条例」に関してのパブリックコメントを募集しました。そして6月議会にかけて、令和2年7月6日に施行されています。このことは以前にも御説明したかと思いますが。

他に、札幌市の場合は、まず平成29年10月4日に情報コミュニケーション条例を制定し、その後、手話言語条例が平成30年3月6日にできています。つまり、情報コミュニケーション条例が制定されて、しばらくして手話言語条例ができたということは、青森県と同様です。

北海道の場合は、地元の特徴もありますけれども、同時に両方の条例が制定されています。

でも、今の考えでいけば、この中での議論も深めていくのではないかというふうに思います。

(委員)

はい。ありがとうございます。

(事務局)

会長、よろしいでしょうか。

(委員)

はい。どうぞ。

(事務局)

今しがた、青森県での条例制定の経過についてお話がございましたが、前回もお伝えしたとおり、本協議会は障害者基本法に基づく県の附属機関でございます。委員の皆さま一人一人が地方公務員の特別職ですから、正しい情報をもとに適切な判断をいただきたいということで、事務局が青森県に確認した経過について御説明します。

青森県では、条例検討のため「青森県意思疎通支援等施策検討会」という会議が開かれたのですが、第1回の会議では、一体型の条例を推す意見の方が多かったため、第2回の会議で、事務局から一体型の条例骨子案が示され、第2回の会議でも一体型に賛成する意見が多数意見でした。

しかしながら、聴覚障害の関係団体が手話言語条例の制定を青森県へ強く求めたため、第3回の会議で、施策検討会の下に手話言語条例について検討する専門部会を設置することを決定し、聴覚の団体、すなわち、ろうあ協会、手話通訳問題研究会、中途失聴難聴者協会、聾学校の委員で構成される専門部会が設置されたとのことでした。

その後、情報コミュニケーション条例と手話言語条例の検討が並行して行われまして、令和2年3月27日に情報コミュニケーション条例である「青森県障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例」が公布・施行され、そのわずか3か月余り後、令和2年7月6日に「青森県手話言語条例」が公布・施行されたという流れでございます。

つまり、先ほど、委員や委員、そして会長からお話がありました「条例施行後の検討」ということでおっしゃられていたと思います。

その点について、委員の御説明では少しわかりにくかったと思いますが、青森県は、一体型の条例施行後に手話言語条例の検討を行ったのではなく、情報コミュニケーション条例施行前から手話言語条例制定に向けた検討も行われてきたということで、当初は一体型の条例で進められようとしたところ、途中からは、実質、別立型で条例の検討が進められたという点で、青森県の例と委員等の御提案は異なるかと思っております。

事務局からの補足説明は以上です。

(委員)

はい。ありがとうございます。

青森県は一体型プラス手話言語条例ではないのですか。

(事務局)

別立型になります。

(委員)

そもそもの情報コミュニケーションの条例の中には、手話言語に関しては入っていないということでしょうか。

(事務局)

手話の言語性の部分は入っておりません。

(委員)

はい。話を戻しますと、委員からは、協会とお話されて、県民へアピールしていくということも含めて、一体型の情報コミュニケーション条例をまず作って、その上で手話言語条例を作っていたいただきたいというふうな御意見だったと思います。

よろしいですか。はい。

一致点としては、情報コミュニケーション条例の一体型のものを作るということではないかということだと思います。

あと、委員はどうでしょうか。

(委員)

この場での少数意見にも御配慮いただきまして、ありがとうございます。

会長が言っていたいたまの方向で、私も結構だと思います。

(委員)

はい。ありがとうございます。

皆さん、あと、何かございますでしょうか。

いったん、一体型の条例を作って、きちっと県民へアピールする。また、差別のない共生社会づくりも意識した動きを作る。その中身によっては、手話言語条例が必要かどうかも含めて検討をするという意見で大筋まとまったのではないかと思います。よろしいですか。

(委員)

今、委員の御提案でいいと思います。

一体型の情報コミュニケーション条例の表現はあるようですが、私は手話や点字など意思疎通支援をコミュニケーション手段とした条例のことを言っています。(議事録確認時に補足)

お願いしたいことがあります。

やはり条例というのは、スピード感が重要だと思います。障害者全てを対象にした情報コミュニケーション条例をまず早く作っていただきたい。その検討のための小委員会といったものを作る。それと併せて、手話言語条例の小委員会も設けるというように、同時に進めていただくのはどうでしょうか。

まずは情報コミュニケーション条例から作る。そして、手話言語条例をその後に考える。できれば、2022年度中にお願いをしたいと思います。と言いますのは、2025年に滋賀県で国体と障害者スポーツ大会という全国大会があります。それを迎えて、いい機会ではないかと思います。聴覚障害者を含めて、障害者全体のアピールにもなりますし、手話を学ぶ良いきっかけになると思います。

ですので、2022年度にスタートするようにお願いしたいと思います。

(委員)

このあたりのスピード感について、事務局、どうでしょうか。

(事務局)

委員等から提案いただいた御意見に関連して申し上げますと、例えば、「障害者差別のな

い共生社会づくり条例」では、付則におきまして「条例の施行後3年を目途として」見直し、検討を加えるという条項がございます。先ほどの多数意見の一体化の御意見の中にも、手話の言語性など、歴史も含めて、大事なところについては十分配慮して、一体型の条例に盛り込んでいこう、という意見の方がたくさんおられました。

この一体型の条例の中に、手話言語の大切なところをどこまで盛り込めるかを見極める必要がございますし、また、一体型の条例ができた後の取組の成果や課題を見極めるための期間が必要ということもございますので、条例施行後、2年から3年ほどの期間が必要であると考えています。

(委員)

委員、どうでしょうか。

(委員)

先ほど申しましたように、社会福祉審議会の条例専門部会の中から、私は一貫して、手話言語についての議論を続けてまいりました。委員の皆さんのところには行き渡っていると思います。

それなのに、まだ2年、3年の議論の必要があるのかというふうに、ちょっと疑問に思います。私たちとしては、2年間というのは待てないという気持ちです。今の年配の聴覚障害者の人たちは、手話言語条例ができることを非常に願っています。

もう待つことはできないという意味で、スピード感を持って、他の方法もあるのではないかと思いますので、他の方たちとも意見を交わしながら、早く進めていただければと思います。

(事務局)

事務局から補足説明をします。

以前、社会福祉審議会の答申の際に意見がつかしましたのは、手話言語、そして情報コミュニケーションに関する条例の検討については全県的な議論を早急にしていくことが望まれるということで、平成31年3月に小委員会を設けまして、2年間、議論を行いました。そこで結論が出ませんでしたので、親元の障害者施策推進協議会に議論の場を移して、この1年間、議論をしてきたわけです。

今、委員がおっしゃられました、社会福祉審議会の答申の意見を受けた、手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の議論ということと言えますと、もう既に3年間議論をしてきたわけです。もうこれ以上議論を続けていてもということで、今、委員の多数意見は、まず一体化の条例を作ろうということであったかと思います。

ただ、手話の言語性や歴史とか、重要なところは盛り込んでいこうという議論であったかと思いますので、その後、委員、委員、委員、会長も提案されましたけれども、それで十分かどうかについては、一体型の条例が施行された後、その条例に基づく取組の成果や課題を見極めて、なお手話言語条例を別で定めることが必要なかどうか、一定期間経過した後に改めて検討しようということでございます。条例ができましたら、それに基づく取組の成果や課題を検証するには一定期間が必要ということで、先ほど、事務局から「施行後の2年、もしくは3年」ということを申し上げたということでございます。

(委員)

期間のところでは、情報コミュニケーション条例の具体的なものが出てきた段階でできなくもないかと思しますので、具体的な全体像が見えてくる中で、少しずつ議論が始まっていいかもしれません。

そういう意味では、手話言語条例をどうするのかという検討部会を立ち上げるというわけではないのですが、その全体の情報コミュニケーションの中身の具体的な条項を検討する中で、どれだけ手話言語のことを盛り込めるのかというところで御意見をいただきながら、なお足りないところ、或いは、補強するところで整理していけば、もう少し時間的には短くなるのかなと思います。

そういう形で前へ進めていく中で、手話言語に関しても配慮しながら進めていくという形でいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(意見なし)

(委員)

はい。委員から「分かり合う事が大事」「歩み寄ることが必要」という意見をいただいておりますが、今ほど、委員から協会と話をして、手話言語について話し合う期間とか、時期とかについてはもう少し詰めていく必要があるけれども、情報コミュニケーション条例については一体型として進めていくということで、委員も含めて御了解いただいたところでもありますので、そのあたりで了解点を作って進めていければと思っています。

ですから、必ずしも、今の情勢ではありませんけれども、力を持って弱い者を侵攻するとか、押さえつけるとかではなくて、一定、その少数意見にも配慮したうえで、全体の了解点というか、理解できるところで確認をして、一体型の条例案の作成を進めるものだと思いますが、今ほどあったように、手話の言語性や、手話の言語性だけでなく、手話の位置付けや聴覚障害者の存在みたいなことも含めて、どこまで少数意見の内容について配慮できるかということについては、具体的な経過の中で、具体的になる中で、また議論をしていく。全体の中で議論していったらどうかというふうに思います。

二つ目は、一体型の条例施行後に、今ほどあった、条例に基づく取組の成果や課題を見極めて、その間で、手話の言語性や手話の存在そのものについての位置づけをきちんと盛り込めるかどうかの議論をしながら、結果的にそれが盛り込むことが難しい、或いは部分的にしか盛り込めず補足が必要だということから、手話言語条例を別に定めることが必要という議論が出てきたのであれば、それが必要か否かも含めて見直しの検討を行っていく。

ただし、その一定期間ということについては、事務局の説明では、2年から3年という時間的な見通しを示されていますが、その時間的なことについては要協議というようなことでもいいのかなと思います。全体像が見えて、実際に、全体像を議論する中で、少し時間的な短縮は図れるのではないかという気がします。

このような形で協議会の意見をまとめていくことでよろしいでしょうか。今の2点ですね。

(意見なし)

(委員)

はい。それでは特にないようですので、今の2点で確認させていただいて、今年度は、一体型の情報コミュニケーション条例を進めていくということで確認したいと思いますし、手話の言語性を含めて、極力そこに盛り込む議論をする。なおかつ、盛り込めないものについては、どうしていくのかについて検討するというふうな形でいきたいと思います。

ありがとうございました。

議論の(1)については、一定の方向性、了解点が作られたと思いますので、あとは、いかにスピード感をもって具体化をしていくのか。その中で、手話の言語性のことも含めて議論がちゃんとできるのかどうか、ということがポイントになってくると思いますし、もう一つ県民にどうアピールするものとしていくのかも大切です。そのアピールで、この条例がどういうことが目的で制定され、具体的に何を取り組まれて、そしてその成果がどうなのか、丁寧に進めなければいけません。委員からは、国体とか障害者スポーツ大会に向けて、教育も関わって手話の学習というようなことも出されてきました。この条例の制定を、少し広い視点も含めて、広く県民にアピールし、全ての障害者が社会の中で垣根のない情報コミュニケーションを可能にするように、そういう滋賀県の土壌や県民性を高めていくものとする。今日そのことということは、すごく大事になっているかなと思いますので、またそういう権利の平等性や一人一人の多様性の議論もできるようにしていきたいと思います。

それでは次に、議題の(2)に移りたいと思います。

事務局から、障害福祉課の令和4年度当初予算について説明がありますので、事務局から説明をよろしくお願いします。

○ 事務局にて資料3を説明

(委員)

はい。それでは、ただ今の説明について、御意見・御質問等がございますでしょうか。

(委員)

条例検討のための予算はどこにあるのでしょうか。
もし載っているなら、説明をお願いします。

(事務局)

御質問ありがとうございます。

お手元の資料の1ページになります。真ん中あたりに5とあります。「手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の検討事業」というところに掲載がございます。

専門部会を4回開催する費用、タウンミーティングを2回開催する費用を見込んでいます。

(委員)

今、専門部会4回という説明がありましたが、多分ですね、行政としては一体化でいけるかなという前提で予算を組んでいるのかなと想像しますが、今しがた言いましたように、手話言語のための検討をやはり含めてほしいなと思います。それがお願いです。

なぜかを申し上げますと、今まで、初めは共生社会づくり条例、その次に手話言語が情報コミュニケーション条例なのかの議論を踏まえて協議会にということですとずっと続いてきているわけですね。今お話したようにスピード感も必要ですし、会長からもまとめてお話いただきましたけれども、まとめた報告書が何かを皆さんに配っていただきたいと思います。そうなれば、1年に2、3回なのかわかりませんが、1回目は6月あたりかなと思っています。6月でも遅いかなと思うくらいですね。始めるのは早い方がいいかと思っています。

(事務局)

事務局からお答えします。

先ほど、会長にまとめていただきましたように、「まずは一体型の条例を作る。そして施行後に不足する部分があるか否か改めて検討。」ということでありましたけれども、当然、少数意見にも配慮して、手話の言語性でありますとか、歴史や文化をどこまで盛り込めるかについては、その4回の専門部会でも検討していくことになると思いますし、そこで漏れ落ちてくるといいますか、足りないもの、なお手話言語単独の条例が必要か否かについては、条例施行後の状況を見極めるということで御提案をいただいたところであると思っておりますので、4回の専門部会の中で、どこまで手話の言語性等についても盛り込めるのか、一体型の条例の中で検討させていただくということで考えています。

(委員)

あと、他にございませんでしょうか。

(意見・質問なし)

(委員)

では、御意見・御質問等ないようですので、本日用意しておりました審議議題2点については終了させていただきます。

全体を通じて、御意見・御質問等ございませんでしょうか。

(意見・質問なし)

(委員)

では、時間はまだありますけれども、予定していた審議議題は終わりましたので、本日の会議は終わりにしたいと思います。

いったん、進行を事務局へお返しします。

(事務局)

本日は、長時間にわたり、御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

また、本日は、今年度最後の協議会になりますが、1年間にわたり障害者施策について御議論いただき、大変ありがとうございました。皆さまから頂戴いたしました御意見につきましては、今後の検討につなげてまいりたいと思います。

これを持ちまして、本日の協議会を終了させていただきます。

なお、次回の協議会につきましては、年度も変わりますので、新年度になってから改めて御連絡いたします。
ありがとうございました。

以上